

昭和二十二年法律第二十号

恩赦法

第一条 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権については、この法律の定めるところによる。

第二条 大赦は、政令で罪の種類を定めてこれを行う。

第三条 大赦は、前条の政令に特別の定のある場合を除いては、大赦のあつた罪について、左の効力を有する。

一 有罪の言渡を受けた者については、その言渡は、効力を失う。

二 まだ有罪の言渡を受けない者については、公诉権は、消滅する。

第四条 特赦は、有罪の言渡を受けた特定の者に対するこれを行う。

第五条 特赦は、有罪の言渡の効力を失わせる。

第六条 減刑は、刑の言渡を受けた者に対する政令で罪若しくは刑の種類を定めてこれを行い、又は刑の言渡を受けた特定の者に対するこれを行う。

第七条 政令による減刑は、その政令に特別の定めのある場合を除いては、刑を減輕する。

第八条 刑の執行猶予の言渡しを受けてまだ猶もとのとし、また、これとともに猶予の期間を短縮することができる。

刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてまだ猶予の期間を経過しない者に対することは、第二項の規定にかかわらず、刑を減輕する減刑のみを行うものとし、刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を減輕する減刑のみを行ふものとし、また、刑を減輕するとともに猶予の期間を短縮することができる。

第九条 刑の執行の免除は、刑の言渡しを受けた特定の者に対するこれを行う。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者又は刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者又は刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わつた者であつて、まだ猶予の期間を経過しないものに對しては、その刑の執行の免除は、これを行わない。

第九条 復権は、有罪の言渡を受けたため法令の定めるところにより資格を喪失し、又は停止される日から施行する。

れた者に對して政令で要件を定めてこれを行ひ、又は特定の者に對してこれを行ふ。但し、刑の執行を終らない者は又は執行の免除を得ない者に對しては、これを行わない。

第十一条 復権は、資格を回復する。

第十二条 有罪の言渡に基く既成の効果は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権によつて変更されることはない。

第十三条 特赦、特定の者に對する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に對する復権があつたときは、法務大臣は、特赦状、減刑状、刑の執行の免除状又は復権状を本人に下付しなければならない。

第十四条 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権があつたときは、検察官は、判決の原本にその旨を附記しなければならない。

第十五条 この法律の施行に關し必要な事項は、法務省令でこれを定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

1 (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条、第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成二十五年六月一九日法律第四九号) 抄

1 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和二十四年五月三一日法律第一四三号) 抄

1 (施行期日) この法律は、公布の後六十日を経過した日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十四年五月三一日法律第一四八号) 抄

1 (施行期日) この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二一六〇号) 抄

1 (施行期日) この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二一六八号) 抄

1 (施行期日) この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二一六九号) 抄

1 (施行期日) この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二一七〇号) 抄

1 (施行期日) この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二一七二号) 抄

1 (施行期日) この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二一七三号) 抄

1 (施行期日) この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二一七四号) 抄

1 (施行期日) この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二一七五号) 抄

1 (施行期日) この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二一七六号) 抄

1 (施行期日) この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二一七七号) 抄

1 (施行期日) この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。